

議案第19号

大阪市立音楽堂条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

大阪市立音楽堂条例の一部を改正する条例（平成26年大阪市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第19条及び第20条の改正規定中「変更により」を「変更により当該指定の期間の開始前又は」に改める。

附則第2項中「第19条」を「第20条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年2月13日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

音楽堂の指定管理予定者の選定手続の特例を改めるため、条例の一部を改正する必要があるもので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市立音楽堂条例の一部を改正する条例（平成26年大阪市条例第93号）（抄）

大阪市立音楽堂条例（昭和25年大阪市条例第34号）の一部を次のように改正する。

省 略

第19条及び第20条を次のように改める。

（指定管理予定者の選定）

第19条 省 略

（指定管理予定者の選定手続の特例）

第20条 教育委員会は、連合体（2以上の事業者を組員とする組合又は契約による2以上の事業者の結合体をいう。以下同じ。）が指定管理者の指定を受けている場合において、当該連合体（第3項において「変更前の構成員による連合体」という。）の構成員の変更により**当該指定の期間の開始前又は**当該指定の期間中に新たな指定管理者の指定が必要となるときであって、当該変更の内容その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、第16条の規定にかかわらず、当該変更後の構成員による連合体（以下「変更後の構成員による連合体」という。）を音楽堂の管理を行おうとするものに指名し、当該変更後の構成員による連合体に対し、その旨を通知することができる。

2 - 3 省 略

省 略

附 則

1 省 略

2 この条例による改正後の大阪市立音楽堂条例（以下「改正後の条例」という。）第10条第3項の規定による利用料金の額の決定及び改正後の条例第15条の指定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第10条第3項及び第4項、第15条から第19条まで並びに第21条前段の規定の例により行うことができる。

**第20条**